

小牧市福祉用具購入費等受領委任払制度に係る取扱誓約書

〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 小牧市長

**注：本社の事業者名・代表者名
をご記入ください。
※支店等ではありません。**

住 所 東京都〇〇区〇〇町〇〇番地
事業者名称 株式会社 こまき
代表者氏名 代表取締役 小牧 太郎

小牧市の介護保険福祉用具購入費又は住宅改修費（以下「福祉用具購入費等」という。）の受領委任払制度に関して、事業者の登録及び受領委任の取扱いを申し出るにあたり、下記の各事項を遵守することを誓約します。

記

(基本事項)

- 平成11年厚生省告示第94号に定められた介護給付費の対象となる特定福祉用具及び特定介護予防福祉用具の購入又は平成11年厚生省告示第95号に定められた介護給付費の対象となる居宅介護住宅改修及び居宅介護予防住宅改修（以下「福祉用具等」という。）の提供に関しては、関係法令、通達及び小牧市の要綱等を遵守すること。
- 被保険者が、要介護者等となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、要介護者等の心身の状況・希望及びそのおかれている環境を踏まえた福祉用具等の提供を行うことにより要介護者等の日常生活の便宜を図り、要介護者等を介護する者の負担の軽減を図ること。
- 事業にあたっては、小牧市、居宅介護支援事業者及び地域包括支援センター、他の居宅介護サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めること。
- 要介護者等の意思及び人権を尊重し、常に要介護者等の立場に立ったサービス提供に努めること。

(受給資格の確認等)

- 要介護者等から、福祉用具等について小牧市福祉用具購入費等受領委任払制度にて取り扱うことを求められた場合には、その者の提示する介護保険被保険者証によって小牧市の被保険者であること、また、要介護認定又は要支援認定を受けていること、さらに給付制限を受けていないことを確認すること。

(見積書等の発行)

- 住宅改修を小牧市福祉用具購入費等受領委任払制度にて取り扱う場合は、「見積書」を作成し、要介護者等に発行すること。

(見積書の内容変更)

- 住宅改修に関する見積書の記載内容に変更が生じた場合には、速やかにその変更内容を当該要介護者等に連絡すること。

(住宅改修の施工等)

- 8 要介護者等より介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修承認通知書の受領の連絡があった場合、速やかに見積書に記載された内容の住宅改修を行うこと。その際、当該住宅改修の施工に関して十分に説明を行い、快適な環境となるよう施工すること。

(被保険者自己負担額の受領)

- 9 福祉用具購入費等については、その支給に係る自己負担額の支払いを要介護者等より受けるものとし、これを減免又は超過して費用を徴収しないこと。また、自己負担額の受領後、要介護者等へ領収証を発行すること。なお、住宅改修については、工事完成（終了）後の支給申請に必要な工事費内訳書等を発行すること。

(記録の整備)

- 10 福祉用具等にあっては、その記録を整備し、福祉用具等の完結の日から5年間保存すること。

(指導・調査等)

- 11 市長が必要があると認めた福祉用具等の支給に関して指導又は調査を行い、帳簿及び書類を検査し、説明を求め、又は警告を行った場合には、直ちにこれに応じること。

- 12 関係法令、通達、本市の要綱又はこの遵守事項に違反し、その是正等について市長から指導を受けたときは、直ちにこれに従うこと。

(登録の取消し等)

- 13 この遵守事項に違反した場合、又は不正な手段により事業者登録を届け出た場合、市長が直ちに当該登録を取り消すこと、また、以後市長が定める取消期間中は登録を受けることができないことについて、異議を唱えないこと。

(苦情処理等)

- 14 要介護者等からの苦情又は相談があった場合、要介護者等の状況を詳細に把握とともに、必要に応じて、状況の聞き取りのための訪問を実施し、事情の確認を行うこと。また、苦情に対しては、要介護者等の立場を考慮しながら、事実関係の特定を慎重に行い、円滑かつ迅速に苦情処理を行うこと。その他当該事業者において処理し得ない内容についても、行政窓口等関係機関との協力により適切な対応方法を要介護者等の立場に立って検討し、対処すること。

(賠償責任)

- 15 住宅改修の施工に伴い、事業者の責めに帰すべき事由により、要介護者等の生命・身体・財産等を傷つけた場合には、その責任の範囲において、要介護者等に対してその損害を賠償すること。

(秘密保持)

- 16 事業所の職員は、業務上知り得た要介護者等又はその家族の秘密を保持すること。また、当該事業所の職員であった者に、業務上知り得た要介護者等又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容とすること。

(その他)

- 17 届出に記載した事項に変更があったときは、速やかにその旨及びその年月日等を市長に届け出ること。